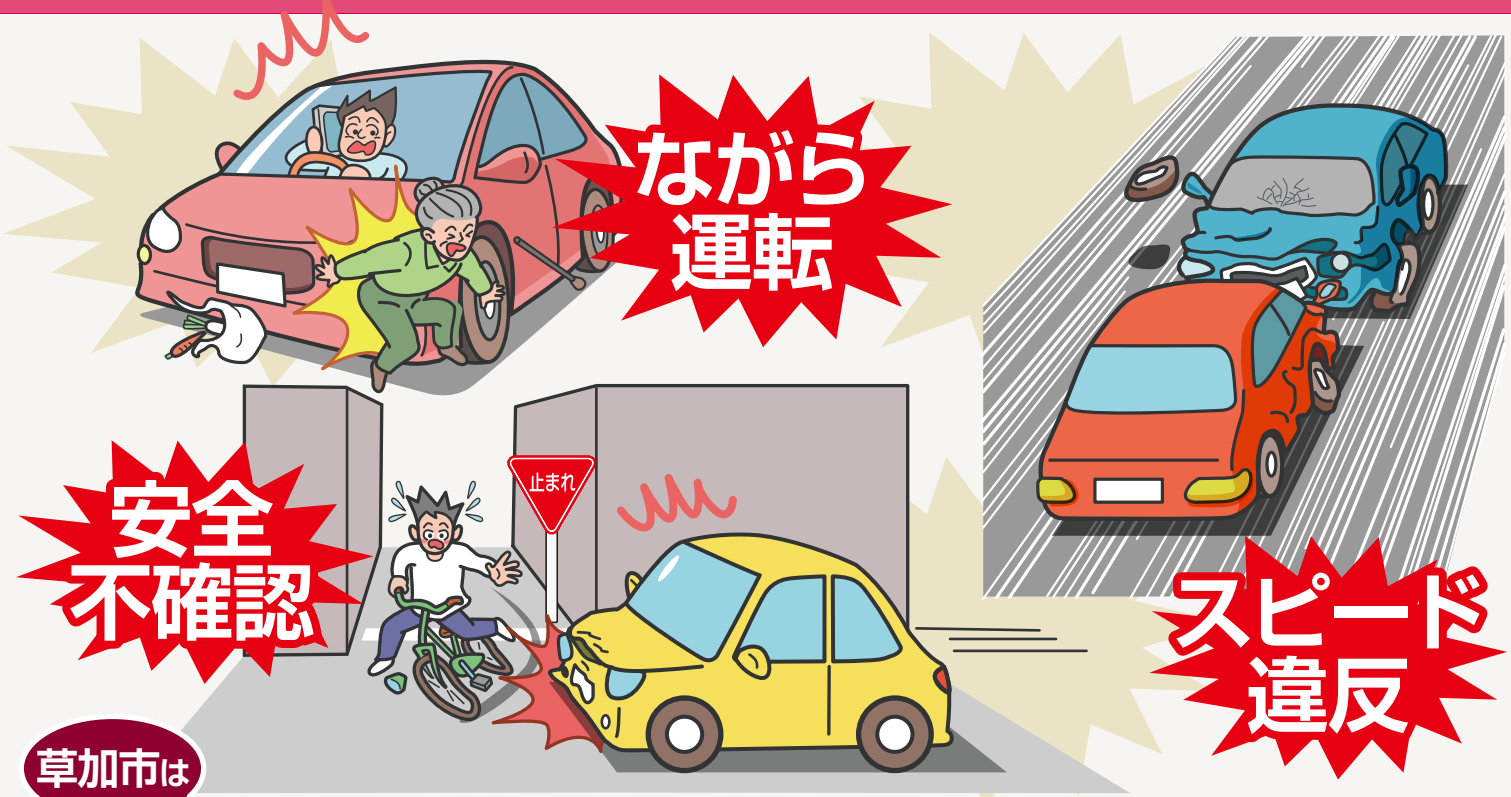


“ルール違反”や“マナーの悪さ”が大きな問題となっています!

交通死亡事故 多発!!

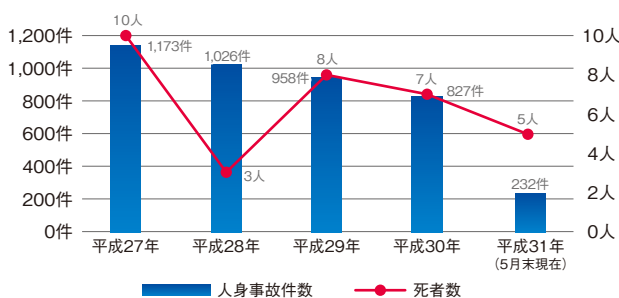
市民一人ひとりが交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを守って交通事故を防ぎましょう



草加市は

交通事故防止特別対策地域 緊急事態 に指定されました

〈交通事故件数・死者数の推移〉



〈県内の事故原因ランキング〉

- 1位 安全不確認 ながら運転・歩行は絶対ダメ!
- 2位 前方不注視(脇見)
- 3位 動静不注視・一時停止違反

平成30年12月から平成31年2月までの間に、市内では交通死亡事故により4名の方が亡くなりました。この状況から埼玉県知事より「交通事故防止特別対策地域」に指定されました。指定後も、様々な交通事故防止対策を実施しておりますが、さらに2名の方が亡くなっており、緊急事態です。ひとりひとりが交通ルールとマナーを遵守し、交通事故をなくしましょう。

“自動車運転者”

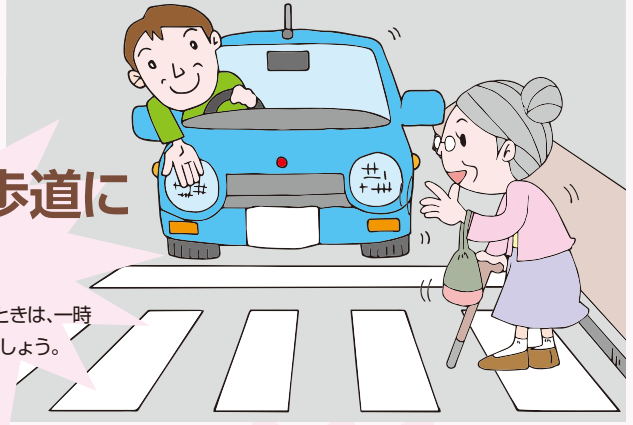


スピード違反

速度の出し過ぎは重大な交通事故を引き起こす可能性が高まります。ゆとりをもった運転をしましょう。

信号のない横断歩道における一時停止

横断歩道を渡ろうとしている歩行者等がいるときは、一時停止し、歩行者等の通行を妨げないようにしましょう。



一時停止

交通事故の多くは交差点で発生しています。「一時停止」の標識付近は、見通しが悪いことがあるので、確実に止まりましょう。

“自転車利用者”

覚えて守ろう!!

自転車安全利用五則

交通ルールを守り、自転車のマナーアップに努めよう

① 自転車は車道が原則、歩道は例外

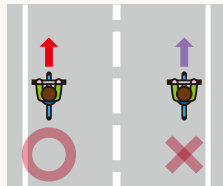
【自転車が歩道通行できる場合】

- ・道路標識や道路標示によって歩道を通行することができることとされているとき。
- ・13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、車道通行に支障がある身体障害者。
- ・車道又は交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。



② 車道は左側を通行

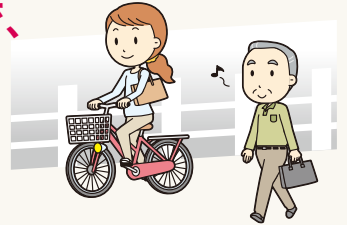
- ・自転車は、道路の左側の端に寄って通行しなければなりません。



③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

- ・歩道では、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げることになる場合は、一時停止をしなければなりません。

歩行者が多い歩道や横断歩道は、押し歩きましょう。



④ 安全ルールを守る

- 【飲酒運転の禁止】【二人乗りの禁止】
- 【並進の禁止】【夜間はライトを点灯】【信号遵守】
- 【交差点での一時停止・安全確認】



⑤ 子どもはヘルメットを着用

- ・児童・幼児の保護者の方は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。児童・幼児以外の方も乗車用ヘルメットをかぶるようにしましょう。

その他“こんな乗り方も禁止”
傘さし運転、携帯電話・イヤホン等の使用など

“歩行者”



車両の直前・直後の横断は危険



夜間は反射材を身に付けましょう



子どもの飛び出しに注意しましょう